## 処分基準(公表用)

様式第4号

						<u>所</u>	管部 (局)・課	農林水産部	生産者支援課	
法令名		漁業経営の改善及	び再建整	揺って はまま は は は は は は は は は は は は は は は は は	<b>去施行令</b>	法令番号	昭和51年政	令第132号		
	手続名	改善計画の認定取	消			根拠条項	第3条第3項			
	「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令」第3条第3項、「漁業経営改善制度の運用について」第5「改善計画の認定取消手続等」、令和7年7月22日付水産庁通知「漁業経営改善計画の認定取消し基準」の規定による。									
		営改善制度の運用に 改善計画の認定取消	_	… 別添のとおり	9)					
	「漁業経	営改善計画の認定取	消し基準	」 … 別添のとおり	0					
処										
分										
基										
準										
対応	① 聴聞	引の実施	処理	<b>北</b>	交付	<b>上本孝士</b> 極細		目次		
区分	2 弁明	月の機会の付与	機関	生産者支援課	機関	生産者支援課	No.			